

## 令和元年9月第3回室戸市議会定例会会議録（第5号）

1. 日 時 令和元年9月24日（火）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 河本 竜 二	2番 竹 中 真智子	3番 田 淵 信 量
4番 竹 中 多津美	5番 亀 井 賢 夫	6番 小 椋 利 廣
7番 脇 本 健 樹	8番 久 保 八太雄	9番 濱 口 太 作
10番 山 本 賢 誓	11番 町 田 又 一	12番 堺 喜久美

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	長 崎 潤 子
事務局次長兼班長	谷 村 直 人
議事班 主任	村 田 茉 莉
議事班 主事	市 川 賢

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	久 保 寛 人
総務課長併選挙管理委員会事務局長	黒 岩 道 宏	企画財政課長	山 本 康 二
財産管理課長	西 村 城 人	税 務 課 長	西 岡 佳 久
市民課長	上 松 富士樹	保健介護課長	辻 さおり
地域医療対策課長	松 下 善 徳	人権啓発課長	寺 岡 弥 生
産業振興課長併農業委員会事務局長	中 屋 秀 志	建設土木課長	岡 本 秀 彦
観光ジオパーク推進課長補佐	堺 宗 大	債権管理課長	山 崎 桂
防災対策課長	大 西 亨	会計管理者兼会計課長	濱 田 亮 士
福祉事務所長	小 松 達 也	教 育 長	百 田 貴 昌
教育次長兼学校保育課長	武 井 知 香	生涯学習課長	宮 脇 誠
水道局長	森 岡 光	消 防 長	藤 本 昇
監査委員事務局長	中 岡 佳 子		

7. 議事日程

日程第1 議案第1号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための  
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について

議案第2号 室戸市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

議案第3号 室戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部改正について

議案第4号 室戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第5号 室戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第6号 室戸市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について

議案第10号 令和元年度室戸市一般会計第2回補正予算について

議案第13号 室戸市過疎地域自立促進計画の一部変更について

(総務文教委員会委員長報告)

日程第2 議案第7号 室戸市印鑑条例の一部改正について

議案第8号 室戸市共同利用農機具保管所設置及び管理条例の一部改正について

議案第9号 室戸市水道給水条例の一部改正について

議案第11号 令和元年度室戸市国民健康保険事業特別会計第3回補正予算について

議案第12号 令和元年度室戸市介護保険事業特別会計第2回補正予算について  
(産業厚生委員会委員長報告)

日程第3 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第4 議案第15号 令和元年度室戸岬町菜生地区津波避難タワー建築本体工事請負契約の締結について(追加議案)

## 8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第4まで

## 9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（堺 喜久美君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。長崎議会事務局長。

○議会事務局長（長崎潤子君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

なお、執行部から説明員の変更届があり、和田観光ジオパーク推進課長にかわりまして堺課長補佐が出席いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（堺 喜久美君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 日程第1、議案第1号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから議案第13号室戸市過疎地域自立促進計画の一部変更についてまで、以上8件を一括議題といたします。

本案に関し総務文教委員会委員長の報告を求めます。久保総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（久保八太雄君） 総務文教委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第1号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定から議案第13号室戸市過疎地域自立促進計画の一部変更についてまで、以上8件につきまして、今期定例会におきまして当委員会へ付託されたものであります。

委員会といたしましては、9月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

審査の経過及び結果につきましては次のとおりであります。

まず、議案第1号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、成年被後見人等の権利とはどういうものがあるのかと質疑があり、執行部から、これまでは地方公務員が在職中に成年被後見人になった場合は一律的に排除するという規定であったが、今回の改正により個別の状況に応じて判断するものとなり、そういった部分での権利に関するものであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号室戸市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでありま

す。

執行部の説明の後、委員から、当市で専門的な知識を有する者として、保育士、保健師、土木技師が考えられるが、資格で全て判断するのか、採用の判断の仕方はどのようになるのかとの質疑があり、執行部から、専門的知識等が必要な医師などは資格での判断を行い、さらにIT関係などの専門職を採用する場合は、資格に加え、これまでどのくらいの職責を果たしてきたかも判断の基準となる。一方で、時限的な職である保育士や土木技術職を採用する場合には、災害時など業務が一定の期間に増加する場合に市のOBといった経験を持った方など、資格に限らず雇用できるのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、条例を制定するということは、その必要性が出てきたということかと質疑があり、執行部から、医師の確保等についても条件面を整えておくということも必要であると考えている。また、ほかにも自衛隊幹部職の退職した方を防災の専門官として雇用することも視野に入れていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号室戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

これについては特段の質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号室戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、特定地域型保育事業所について質疑があり、執行部から、事業所としては4つあり、少人数で行う家庭的保育、家庭的保育と保育所の間ぐらゐの規模で行う小規模保育、企業や会社内で行う事業所内保育、障害などがある子供たちに1対1で行う居宅訪問型保育所があると答弁がありました。

採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号室戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、今回の改正で要件が緩和されたと解釈するが、その理由は何かと質疑があり、執行部から、この要件の緩和は、少人数でゼロ歳から2歳までの子供だけの保育を行う家庭的保育に関しての要件である。これまでは、3歳になった後の受け皿として保育所や幼稚園、認定こども園と連携しなければいけないが、その連携が全国的に進んでいなかった。今回、その3施設以外にも連携できる施設がふえ、期間についても延長されたと答弁がありました。

また、委員から、連携とはどういった内容かと質疑があり、執行部から、1つは、家庭的保育事業保育所を卒園した子供たちの次の保育所への連携である。2つ目は、小規模での保育な

ので、保育士が病気等で保育ができなかった場合に、連携した施設で見ることができる内容となっていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号室戸市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、施設等利用給付についての報告を怠った場合に虚偽の物件の提出とあるが、物件とは何を示すものかと質疑があり、執行部から、提出をする書類等のことだと解釈しているとの答弁がありました。

また、委員から、今回の条例改正の通知方法について質疑があり、執行部から、住民に対しては告示を行い、事業所については定期的な集まりの中で報告をする。保護者への通知というのは特段とっていないが、保育所から伝えてもらえると考えている。

また、委員から、支援法の改定を行ってまで過料の規定をするということは、全国的に義務を怠る事業所がふえてきたということかと質疑があり、執行部から、過料を求めるということは、きちんと報告をしない事業者がいるためと考えられる。また、認可外保育も無償化の対象となったことにより、今回の改定で過料対象の事業所として新たに追加されたと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和元年度室戸市一般会計第2回補正予算についてであります。

まず最初に、企画財政課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項6目13節関西圏室戸応援隊結団式企画運営委託料及び14節会場借上料について、結団式の日程や予算の内容などを教えてもらいたいと質疑があり、執行部から、応援隊の役割としては、当市のまちづくりのためのアドバイスをいただき、総合戦略等の市政へ生かしていきたいと考えている。結団式については、首都圏は11月16日を予定しており、25名程度で、メンバーとしては関東室戸会の会員の方が中心となる。関西圏については1月下旬を予定しており、今年度の目標としては50名程度で、メンバーとしては、主に室戸とはこれまで縁のなかった方になっていただき、応援団員として、大阪万博等を控えていることもあり、当市のPRをしていただける、例えば大学の先生や民間会社の役員などに声をかけているところである。また、室戸を知っていただくために、会場設営や室戸の魅力を伝える映像、パンフレットの制作も委託の中で行っていきたいと考えていると答弁がありました。

次に、2款1項6目7節集落活動拠点施設清掃賃金について、雇用条件はどのようになっているのか、また今回の補正の理由は何かと質疑があり、執行部から、集落活動センター北側にトイレがあり、当初の雇用条件として月16時間程度で清掃をお願いしている。補正の理由として、週末はもともとトイレは開放していなかったが、ふれあい交流体験スペースで週末に催し

物を行ったり、観光客の方がふえてきたということで土日について開放を行っており、8月以降清掃回数がふえてきているためと答弁がありました。

次に、委員から、2款1項6目13節空き家活用促進事業委託料について、本会議で3戸分と説明があったが、改修をする家はもう決まっているのか、また年度内で完成する見込みがあるのかと質疑があり、執行部から、改修を行う家屋については当課でも調査は行っているが、公募を行い、その中から選定を行う。そして、年度内に工事を終わらせることを目指すと答弁がありました。

また、委員から、維持管理費についてはどこが負担するのか、また契約期間の延長はあるのかと質疑があり、執行部から、維持管理費については市が負担する。10年の契約を結び、10年たったら所有者へ戻す。その後も継続して住みたい場合は、所有者と個人で契約を結んでもらうようになると答弁がありました。

次に、委員から、2款1項6目19節公共交通活性化支援事業費補助金について質疑があり、執行部から、まず東洋町、高知県、東部交通と十分に協議した上で、高知県地域交通協議会東部ブロック会においても例年よりも回数を重ねて協議を行ってきた。その結果、路線の分割をして、バスを2台、本年度、来年度で購入を行うこととなった。そのバスの購入費については、東洋町と当市で距離割で負担すると答弁がありました。

次に、総務課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項1目9節普通旅費について、既決予算と支出済額は幾らなのかと質疑があり、執行部から、既決予算は154万円で、支出済みが101万7,000円である。補正については、当初に予定をしていなかった医療関係の協議や事業訪問等が入り、既決予算では不足が生じるためと答弁がありました。

次に、学校保育課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、3款2項1目19節副食費補助金について、いつまで補助を行うのかと質疑があり、執行部から、今後も引き続き行っていく予定であると答弁がありました。

次に、9款2項1目13節吉良川小学校プール改修工事監理委託料と15節吉良川小学校プール改修工事費について、当初予算に設計委託料が組まれていたが、設計は完成しているのか、またこれから発注になると思うが、年度内に完成するのかと質疑があり、執行部から、設計は9月末に完成予定である。10月末ぐらいに入札を行う予定であるが、実績として、去年も同じようなスケジュールで羽根小学校のプールの改修を行い、年度内に完成しているので、本工事も年度内に完成する予定であると答弁がありました。

次に、保健介護課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、4款1項5目12節の手数料について、古いピアノの処分費用も含まれているのかと質疑があり、執行部から、手数料の中には、撤去費用だけではなく旧室

戸岬小学校からのグランドピアノの搬入及び調律を行うための費用が含まれていると答弁がありました。

次に、税務課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款2項2目13節固定資産課税資料異動更新業務他委託料について、更新業務とはどのようなことを行うのかと質疑があり、執行部から、3年に1度の評価がえの業務に関する委託である。令和3年度に評価がえとなるので、その1年前の令和2年1月1日時点の土地の評価を鑑定する必要がある。標準宅地は167地点あり、その各地点の評価の鑑定を行うもので、現地調査も行うと答弁がありました。

次に、福祉事務所関係であります。

執行部の説明の後、委員から、3款3項3目13節生活保護システム改修委託料について質疑があり、執行部から、今回の改修内容としては、進学準備金の創設に伴い、マイナンバーによる情報連携や厚生労働省の調査項目の追加等であると答弁がありました。

次に、地域医療対策課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、4款1項6目13節診療所基本設計委託料について、設計に関し、一般的なコンサルタント会社ではなく、病院建設等に経験のあるコンサルタント会社を選定していこうと考えているのかと質疑があり、執行部から、アドバイザー等これまでこういった業務に携わってこられた方に確認したが、県内業者としても実績のあるところはそれほど多くはなく、また県の指名先一覧を見ても、医療系という枠があるわけでもないことから、一般の建設コンサルタント会社から実績の有無を調査し、決めていく必要があると考えている。また、通常の診療所の設計ではなく、防災機能を兼ね備えた診療所を想定しているため、実績とともに、そういった部分の提案ができるような業者を探していかななくてはならないと考えていると答弁がありました。

次に、産業振興課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、6款1項1目19節ふるさと納税特産品開発事業費補助金についての申請に期日はあるのかと質疑があり、執行部から、申請は随時受け付けを行っている。本年度については、当初予算で開発事業費について補助金の枠がなく、申し込みがあれば補正予算で対応している。しかし、それではタイミングが遅いので、来年度は当初に一定枠をとって対応していきたいと考えていると答弁がありました。

また、委員から、補助金の内容について、機械とパッケージ分であると本会議で説明があったが、パッケージについては更新分も補助の対象となるのか、またそれぞれの補助率はどれくらいかと質疑があり、執行部から、パッケージについては新規分のみであり、更新分については自己負担となる。補助率については90%であると答弁がありました。

次に、建設土木課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、5款1項5目13節測量設計委託料について、予算書では国・

県からの支出金は4,000万円とある。補助率は100%だと本会議で説明していたが、当市の予算では4,100万円となっており、100万円の相違があるが、これはなぜかと質疑があり、執行部から、委託料としては4,100万円で上げている。補助対象額が4,000万円で、100万円については、消費税の関係等での端数処理分が単費となると答弁がありました。

次に、委員から、10款1項4目15節災害復旧工事費について、年度内に工事が終わるのかと質疑があり、執行部から、林道災害について令和元年9月1日に査定を受けた。事業費の決定が年度末になると思われるため、指令前着工で発注を10月中旬から11月初旬に行いたいと考えている。設計金額の標準工期は6カ月となるため、11月に発注すれば完成は来年4月末ごろとなると答弁がありました。

次に、委員から、7款3項1目13節河川等維持補修他委託料について、海岸への漂着ごみや流木も災害の対象となるのかと質疑があり、執行部から、海岸への漂着ごみは補助対象となり、高知県が事業主体となる。普通河川の河口部へ流れ込んだものは補助対象外となり、市の維持管理の範囲となると答弁がありました。

次に、観光ジオパーク推進課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、6款1項3目13節むろと海の学校プール日除設置工事設計及び監理委託料について質疑があり、執行部から、日よけを設置するのに伴い、当初の設計では附帯工事が多くなるため設計自体の見直しを行った。その結果、技術料が上がったり、3月に技術者の単価も上がったことなどが委託料の圧迫を招いた。工事については、補助割合2分の1で県の観光拠点の補助対象となると答弁がありました。

次に、委員から、6款1項3目15節自然体験型観光交流宿泊施設設置周りフェンス設置工事費について、フェンスの設置場所について質疑があり、執行部から、バイクライダー宿泊施設奥側が谷で落ち込んでおり、転落防止のためフェンスを設置したいと考えていると答弁がありました。

次に、消防本部関係であります。

執行部の説明の後、委員から、8款1項3目19節県市町村総合事務組合負担金について、当初の予算組みの際に年間を見越して組んでいるはずだが、災害が多く補正が必要となったのかと質疑があり、執行部から、4月に通知があり、人件費について当初予算よりも多い金額の請求があったためと答弁がありました。

市民課関係、人権啓発課関係、生涯学習課関係につきましては、特段質疑がありませんでしたので、省略させていただきます。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号室戸市過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。

執行部の説明の後、委員から、予算については、当初で組んだ際に過疎債を財源としている。計画の一部変更は、今回の議会で行うというのは時期的にずれが生じる気がするが、本来



予算を組む時期と計画の提出は同じ時期でなくて構わないのかと質疑があり、執行部から、過疎計画の変更は3月と9月の年2回である。先に予算を組んで、それから県経由で国へ申請を出すようになる。当初に予算を組んだ分については、今回の9月議会が一番早いタイミングとなる。計画については、そのタイミングまでに改正を行えばよいということになると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長の報告を終わります。

○議長（堺 喜久美君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 次に、日程第2、議案第7号室戸市印鑑条例の一部改正についてから議案第12号令和元年度室戸市介護保険事業特別会計第2回補正予算についてまで、以上5件を一括議題といたします。

本案に関し産業厚生委員会委員長の報告を求めます。小椋産業厚生委員会委員長。

（産業厚生委員会委員長報告）

○産業厚生委員会委員長（小椋利廣君） 産業厚生委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第7号から議案第12号まで、以上5件につきましては、今期定例会におきまして当委員会に付託されたものであります。

委員会といたしましては、9月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

審査の経過及び結果につきましては次のとおりであります。

まず、議案第7号室戸市印鑑条例の一部改正についてであります。

執行部から説明の後、委員から、今まで住民票には旧姓が記載されていなかったが、今後は住民票の様式も変更され、マイナンバーカードにも旧姓が記載をされるということになるのかと質疑があり、執行部から、住民票に旧氏の登録を行いたい方については市民課での登録申請が必要である。住民票に旧氏が併記されると、マイナンバーカード等にも旧氏が併記されるようになることと答弁がありました。

また、現在の氏と旧姓の両方が住民票に併記された場合、印鑑登録の取り扱いはどうなるのかと質疑があり、旧氏の申請登録を行った本人に、現在の氏か旧氏のどちらか一つを選んでいただき、印鑑登録をするということになると答弁がありました。

また、旧姓が複数ある方についてはどうなるのかと質疑があり、住民票の登録申請をされる

本人に、幾つかある旧氏の中から1つの氏を選んでいただき、登録をしてもらうことになると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号室戸市共同利用農機具保管所設置及び管理条例の一部改正についてであります。

執行部から説明の後、委員から、現在、撤去する倉庫内には使用可能な農機具は保管されているのかと質疑があり、執行部から、既に農機具は農業者団体に払い下げられており、現在、倉庫内には保管された使用可能な農機具はないと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号室戸市水道給水条例の一部改正についてであります。

執行部から説明の後、委員から、指定工事事業者の登録状況について質疑があり、執行部から、現在の指定工事事業者数は64業者で、うち市内の事業者数は11業者ほどである。また、指定工事事業者からは、新規の指定時に1万円の登録手数料をいただいているが、現行制度では更新の規定もなく、今回、5年に1回の更新時には5,000円の手数を徴収できるように条例改正を行うものであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和元年度室戸市国民健康保険事業特別会計第3回補正予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、13節特定健康診査情報提供事業委託料について、予算額25万円の内訳は、1件2,500円が100人分であるとの説明であったが、対象者をどのようにして選ぶのかと質疑があり、執行部から、平成29年度の特定健康診査の未受診者の方で、かつその特定健康診査の項目を医療機関で受診されている方が対象者になる。ことしの4月に国保連合会から抽出していただいたデータなどをもとに、今回100人分の予算を計上したと答弁がありました。

また、国保連合会が抽出をしたデータは個人名が出ているのかと質疑があり、特定の方の個人名がわかるようにデータは抽出されている。これは、医療機関で受診されている対象者の医療データを今後の特定健診に活用したいため、情報提供の同意書を対象者に郵送するためであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和元年度室戸市介護保険事業特別会計第2回補正予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、5款1項3目償還金利子及び割引料の国・県負担金返還金等3,284万8,000円について、返還金の額は例年これぐらいになるのかと質疑があり、執行部から、国・県が市に交付する負担金等は、前年度の事業実績を参考に概算払いで交付される。市

は、事業費等が確定した後、翌年度の予算で負担金を返還金として国・県に精算をするため、返還する金額は年度ごとに違っていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（堺 喜久美君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 次に、日程第3、議案第14号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託を省略したものであります。

これより討論に入ります。

日程第1、議案第1号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第3、議案第14号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、以上14件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） なしと認めます。

これをもって日程第1、議案第1号から日程第3、議案第14号まで、以上14件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第1、議案第1号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決され

ました。

次に、議案第2号室戸市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号室戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号室戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号室戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号室戸市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和元年度室戸市一般会計第2回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号室戸市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第7号室戸市印鑑条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号室戸市共同利用農機具保管所設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号室戸市水道給水条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和元年度室戸市国民健康保険事業特別会計第3回補正予算についてを採

決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和元年度室戸市介護保険事業特別会計第2回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第14号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

固定資産評価審査委員会委員に未暁士氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、未暁士氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については同意されました。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 次に、日程第4、議案第15号令和元年度室戸岬町菜生地区津波避難タワー建築本体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案は、先日市長から追加提案されたものであります。

提案理由の説明を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 提案理由の説明に先立ち、もう一件追加議案として予定をしておりました室戸市自然体験型観光交流宿泊施設における指定管理者の指定についてであります。室戸市自然体験型観光交流宿泊施設につきまして、地方自治法第244条の2第3項及び室戸市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者を公募しておりましたが、9月10日に設定しておりました応募締め切り日までに応募がなく、指定管理者の候補を選定することができなかつたため、今回追加議案の御提案は行わないことを御報告させていただきます。

それでは、追加議案につきまして提案理由を申し上げます。

議案第15号令和元年度室戸岬町菜生地区津波避難タワー建築本体工事請負契約の締結について。

本案は、令和元年度室戸岬町菜生地区津波避難タワー建築本体工事について、令和元年9月6日に総合評価方式による指名競争入札を行った結果、最も評価値の高かった有限会社川村総合建設代表取締役川村五介氏と工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、財産管理課長から補足説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（堺 喜久美君） 執行部から補足説明を求めます。西村財産管理課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（堺 喜久美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。山本賢誓議員。

○10番（山本賢誓君） 本案に関し何点かお聞きをしたいと思えます。

まず、予定価格が1億7,125万円で、低入札価格、これ最低制限価格って今まで言っていたと思えますけれども、これが1億5,412万円で、その低入札価格率が89.997%ということですけども、これは最低制限価格を設定するときの標準的な数字ですか、これを教えてもらいたいと思えます。

それから、川村総合建設、中村建設、三谷組の入札評価値ではなくて応札金額、応札した金額に評価方式がかかわってくると思えますけれども、応札した金額を教えてもらいたいと思えます。

それから、川村総合建設の入札評価値0.7137と、有限会社中村建設の評価値0.7071、この差が0.0066ですけども、この0.0066というのは金額換算にするとどれぐらいになるのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。西村財産管理課長。

○財産管理課長（西村城人君） 山本議員さんの質問にお答えします。

まず1点、低入札価格調査基準価格につきましては標準的なものとなっております。

2点目の応札金額。応札金額といいますと、入札のときに入れる金額。まず、川村総合建設が1億5,412万円、中村建設さんが1億5,413万円、三谷組さんが1億5,420万円となっております。

0.0066の差は、金額にすると幾らかと言いますと、1点としましたら140万円の差になります。以上でございます。

○議長（塚 喜久美君） 山本賢誓議員の2回目の質疑を許可いたします。

○10番（山本賢誓君） 2回目の質疑をさせてもらいます。

これは、余り言っても仕方がないことですがけれども、応札金額を見てみると、低入札価格調査基準価格とぴったり一緒ということでもあります。そしてこれは、建築関係等はいろんなソフトがあって、大体設計積算というものはできていくもんですけれども、これほどまでにぴったりの金額っていうものが出るものなのかということですが、これなんかに関しては別に不正があったりとかということではないですが、こういったこともよくあることですか、教えてください。

○議長（塚 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。西村財産管理課長。

○財産管理課長（西村城人君） 山本議員さんの2回目の質問にお答えします。

市役所の2階に入札結果の閲覧室を設けておりまして、それを見ていただいたらわかると思いますけれども、結構同額になってくじ引きになることもありますので、今回に限らず同額になったりして競っております。以上でございます。

○議長（塚 喜久美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚 喜久美君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

日程第4、議案第15号令和元年度室戸岬町菜生地区津波避難タワー建築本体工事請負契約の締結についてを行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚 喜久美君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚 喜久美君） なしと認めます。

これをもって日程第4、議案第15号についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。



日程第4、議案第15号令和元年度室戸岬町菜生地区津波避難タワー建築本体工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

各常任委員会委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることと決しました。

なお、本日配付させていただきました平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、8月8日付で教育長から提出いただいたものであります。よろしくお願いたします。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これにて令和元年9月第3回室戸市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時5分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員